公　告

杉並区まちづくり条例第２７条第１項の規定による見解書の提出があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告します。

提出のあった見解書及び杉並区まちづくり条例第２６条第１項の規定により提出された意見書は、杉並区役所都市整備部管理課において、令和８年11月11日から令和８年11月24日までの間（土曜、日曜、祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）縦覧に供します。

令和８年11月10日

杉並区長　　岸　本　聡　子

１　土地利用構想の名称
（仮称）久我山一丁目計画

２　土地利用構想区域の地番
杉並区久我山一丁目７１０番９
（住居表示　杉並区久我山一丁目７番）

３　大規模開発事業者
住友不動産株式会社
分譲開発事業本部　企画管理部長　茂木　哲也